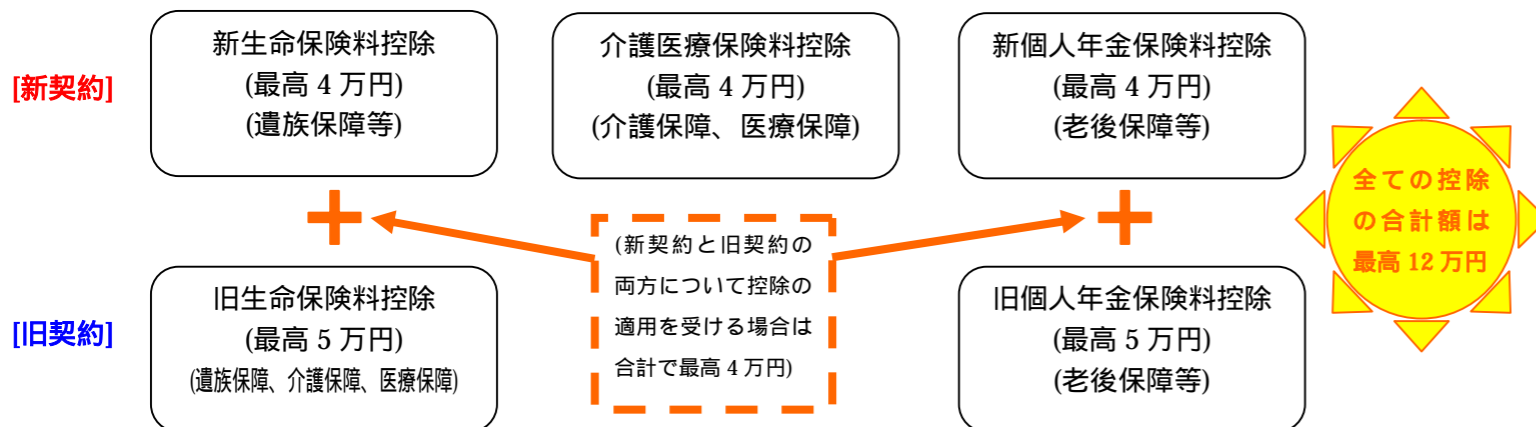


秋分も過ぎて日が暮れる時間も早くなり、朝晩が少し肌寒くなる日が段々と増えてきますが、皆様は季節の変わり目で体調を崩されてはおられませんか？日本は四季があり、それぞれの良さを感じられるのが日本の楽しみでもあります、風邪に弱い私はこの時期はちょっと気が抜けません。

さて、今月は10月となり、今年も残すところ4分の1となりました。これから年末に向けての税金に関する行事としては、年末調整が控えています。そこで少し、平成24年の年末調整の保険料控除に関する変更点と注意点についてお伝えしておきたいと思います。

では、今年の年末調整について、この時期に多くの保険会社から保険料控除証明書が送付されると思います。平成22年の税制改正により、平成24年分の所得税から生命保険料控除の取り扱いが変更されました。

平成24年1月1日以降に締結した保険契約にかかる保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約にかかる保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。



- 1. 新契約**(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額
 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。
- 2. 旧契約**(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額
 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

A 新契約(平成24年1月1日以降締結契約)		B 旧契約(平成23年12月31日以前締結契約)	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額	25,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円	25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円	50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円	100,000 円超	一律 50,000 円

新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額
 新契約と旧契約の双方に加入している場合の新(旧)生命保険料または新(旧)個人年金保険料は、生命保険料又は個人年金保険料の別に、次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	A に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	B に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	A に基づき算定した新契約の控除額と B に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高 4 万円)

ここで注意する必要がある事は、以前から保険に加入されている方で、平成24年1月1日以降に新たに保険契約に加入された方が、平成23年以前が生命保険料控除の最高額となる保険契約の控除証明書を添付していた場合で、以前と同じ感覚で、これ以上証明書を添付していても控除額に変化が無いと思い、前年と同じ控除証明書のみを添付して、新たに契約した保険の保険料控除証明書を添付されていない場合には、下記の例の様に控除漏れが発生する可能性があります。当事務所において年末調整の計算をさせて頂くお客様もおられますが、従業員の方の人数は膨大となるため、お一人ずつの保険加入状況を把握出来かねます。従業員の皆様が記載した申告書及び添付された証明書により計算をさせて頂きまので、書類提出時点での漏れが無い様にお気をつけ下さい。

例)毎年保険料額が12万円の生命保険契約に加入されていた方で、平成24年1月1日以降に介護医療保険料控除の対象となる保険に加入し、保険料を3万円支払われた場合、平成23年と平成24年の生命保険料控除額は次の通りとなります。

- イ. 平成23年
 保険料額が10万円を超えるため、一律50,000円の控除額
- ロ. 平成24年
 最高額であると思い、例年通り12万円の生命保険料控除証明書のみ添付した場合
 旧契約の表より、保険料額が10万円を超えるため、一律50,000円の控除額
 12万円の生命保険料控除証明書及び3万円の介護医療保険料控除証明書を添付した場合
 上記の50,000円と新契約の表より30,000円 × 1/2 + 10,000円 = 25,000円を合計した75,000円
 控除額に大きな差が生じますので、提出漏れの無いように、また、不必要として廃棄しない様にお気をつけ下さい。

《インターンシップ》

今年も、岡山大学経済学部3回生の学生さんが9月3日から2週間インターンシップに来られました。受け入れ期間中においては、皆様のご理解及びご協力を頂きありがとうございました。改めてお礼申し上げます。また、今回来られた学生さんの感想を掲載させて頂きます。



お忙しい中、2週間のインターンシップを受け入れてくださり、本当にありがとうございました。はじめてのインターンシップということもあり、ご迷惑を多々おかけしたと思います。初めは緊張しましたが、みなさんが温かく迎えてくださり、充実した2週間を送ることができました。初めは、税理士の業務を学びたいと思い、参加させていただきましたが、相手に好印象を与えるためにあいさつや第一印象がいかに大切かであったり、社会に出て働くうえで必要なマナーや仕事に対する責任感、人として成長するために必要なことなど税理士の業務とともにたくさんのお話を聞かせていただき、今後活かしていきたいです。また、会社の社長さんや有限会社シーエムエスの職員の方など様々な方のお話を聞く機会を設けていただき、普段では何うことのないようなお話まで聞け、貴重な時間を過ごすことができました。短い間でしたが貴重な経験をさせていただき、本当にありがとうございました。
 青山輝之

毎月開催中の経営計画作成セミナー：Vision 今月の開催日は10月11日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所において頂き、利益計画書・経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

10月分のスケジュール

1	月	*固定資産税 第3期 (本年度は9月末が休日の為)
10	水	*9月分源泉所得税 ・住民税(特別徴収)の納付期限
11	木	*経営計画作成セミナー：Vision *8月決算法人の確定申告・納付期限 *2月決算法人の中間申告・納付期限
31	水	*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の5・11月決算法人) *市県民税(普通徴収分) 第3期

Vision 開催予定日

開催日	対象者	申込期限
11月15日(木)	9・10・11・12月 決算法人様	11月9日(金)
12月6日(木)	10・11・12・1月 決算法人様	11月30日(金)
1月17日(木)	11・12・1・2月 決算法人様	1月11日(金)

